まき科（いぬまき類）すいせいじゅ科（すいせいじゅ）	ポドカルプス・ネリイフォリウス(#1)	ネパール
	テトラケントロン・スィネンセ(#1)	ネパール

○厚生労働省農林水産省告示第三号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第五条第四項において準用する同法第四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月十日付けをもって同法第五条第二項の規定に基づく高度化基準の変更を認定したので、同条第四項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき、公表する。

平成二十六年六月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正

一　高度化基準を変更した認定法人の名称及び住所並びに当該高度化基準に係る食品の種類

認定法人の名称	認定法人の住所	食品の種類
公益財団法人日本乳業技術協会	東京都千代田区九段北一丁目十四番十九号	乳及び乳製品
全国味噌工業協同組合連合会	東京都中央区新川一丁目二十六番十九号	味噌
全国菓子工業組合連合会	東京都港区南青山五丁目十二番四号	菓子製品

二　変更された食品の種類ごとの高度化基準

変更された食品の種類ごとの高度化基準は、次のとおりである。

（次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。）

○厚生労働省農林水産省告示第四号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十八条第一項前段の規定に基づき認可した認定業務規程について、同項後段の規定に基づき、平成二十六年六月十日付けをもってその変更を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年六月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正

一　認定業務規程を変更した指定認定機関の名称及び住所並びに当該認定業務規程に係る食品の種類

指定認定機関の名称	指定認定機関の住所	食品の種類
公益財団法人日本乳業技術協会	東京都千代田区九段北一丁目十四番十九号	乳及び乳製品
全国味噌工業協同組合連合会	東京都中央区新川一丁目二十六番十九号	味噌
全国菓子工業組合連合会	東京都港区南青山五丁目十二番四号	菓子製品

二　変更された指定認定機関ごとの認定業務規程

変更された指定認定機関ごとの認定業務規程は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局企画課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十三号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第九条第六号の規定に基づき、災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を次のように定める。

平成二十六年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　都府県にあっては、六・一六五八千円に被災農地の傾斜度を乗じて得た額に一七四千円を加え、これに一・七二八を乗じて得た額に復旧すべき農地面積を乗ずるものとする。

二　北海道にあっては、三・一一六八千円に被災農地の傾斜度を乗じて得た額に三八千円を加え、これに一・七二八を乗じて得た額に復旧すべき農地面積を乗ずるものとする。

三　一及び二において、被災農地の傾斜度は度単位（度未満は切り捨てる。）とし、復旧すべき農地面積はアール単位（小数点第四位以下は切り捨てる。）とし、算定される金額は千円単位（千円未満は切り捨てる。）とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　平成二十五年六月十八日農林水産省告示第千九百九十六号（災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件）は、廃止する。

3　この告示は、この告示の施行の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡南部町下佐野字インノ四八六の二・五〇〇の二・字内ヶ谷戸三七六の一・三七六の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県石巻市雄勝町立浜字天神三九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　公共住宅用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市木屋平字太合カケ一三の二、一三の三、一三の六から一三の八まで、一四の二、一四の四、一四の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡美瑛町・釧路郡釧路町・川上郡標茶町（以上三町国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十六年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正